

広島県告示第千二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十一月十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三二七号	尾道市因島大浜町字恵美酒一〇三七一番四地から尾道市因島大浜町字恵美酒一〇三七一番一一地先まで	令和五年十一月二日